

文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業

募集案内

- 公募期間
令和7年6月12日（木）～令和7年6月27日（金） 17：00（必着）
- 問合せ先
「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業」事務局
メール：creek_bunkacho_jimukyoku@hq.cri.co.jp

令和7年6月

1. 支援の概要

1. 趣旨・目的

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」という。）に基づく拠点計画または地域計画の申請・認定を目指す事業者へ計画策定に向けた支援を行います。

2. 支援内容

計画策定にあたって、現地派遣やオンライン等で専門家によるアドバイス・相談などの計画骨子の精査等の支援を行います。

3. 支援期間

選定日以降、令和8年2月末まで（原則）

4. 応募にあたっての留意点

- ・予算の限りがあるため支援できない場合があります。
- ・支援対象として不適当な者、不適当な行為をする者と認められた場合は支援対象外となります。
- ・支援途中でも違法行為等が発覚した場合は支援の取消を行う場合があります。
- ・「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）」に該当する場合は対象となりません。
- ・「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の認定申請」において、本募集への応募は必須ではありません。また、本事業は認定申請における審査とは無関係であり、認定を保証するものではありません。

（その他）

応募書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出を求めた資料等については、支援担当者等に提供します。

（応募にあたって）

文化観光に取り組むにあたり、基本的な内容やポイントを押さえるための手引き書として「文化観光推進ガイドブック」を文化庁で作成しました。

計画骨子の作成に参考となる内容となっておりますので、ガイドブックをご一読の上、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律運用指針（以下「運用指針」という。）と併せて、必ず参照してください。

○文化観光推進ガイドブック

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/94034301_02.pdf

○基本方針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93862101_01.pdf

○運用指針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93862101_02.pdf

（参考資料）

・文化観光コーチングチーム「HIRAKU」のnote記事

レポート：令和5年度文化観光「認定計画事業者会議」（後編）コーチ講評

<https://hiraku-gov.note.jp/n/n6cb39ce935ec>

II. 募集内容

1. 応募主体

・拠点計画

文化観光推進法第 4 条第 3 項に基づき認定を目指す拠点計画の文化資源保存活用施設の設置者・管理者、同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者とする。

・地域計画

文化観光推進法第 12 条第 4 項に基づき認定を目指す地域計画の区域内にある文化資源保存活用施設の設置者・管理者、地域計画の申請主体となる市町村・都道府県、同計画の申請主体を構成員とする実行委員会等、同計画の共同申請者となる文化観光推進事業者とする。

2. 募集対象内容

文化観光推進法第 4 条第 3 項に基づく拠点計画又は同法第 12 条第 4 項に基づく地域計画の認定を目指す事業。

3. 事業の実施に付随する業務

(1) 事前準備

現状の把握のため、ヒアリングシート・ワークシート等を作成していただくことがあります。

(2) 討議会の開催

支援期間中、討議会の実施をご調整いただきます。

また、討議会の開催に際して必要となる資料などの準備、人員の招集をお願いすることがあります。

(3) 現地視察の開催

状況に応じて専門家を含めた支援にあたる人員の現地視察をご調整いただきます。

また、現地視察に際して必要となる資料などの準備、人員の招集、会議室の手配をお願いすることがあります。

※派遣するコーチや専門家の討議における謝金や交通宿泊費は本支援事業の運営費において負担します。

Ⅲ. 事業者の選定

1. 選定

(1) 選定方法・選定数

支援を受ける者の選定にあたっては、以下に示す「審査内容」に従って、応募期限までに応募があった者の中から、計画策定支援を行う専門家が審査を行います。選定数は応募数及び内容によって決定します。

・審査内容

- ① 拠点とする施設や文化資源等の内容が本支援により文化観光推進の中核となるか。
- ② 地域内で申請者と事業者の連携体制を構築しているか、または構築しようとしているか。
- ③ 計画策定支援により、文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画として認定された後の「文化を育む好循環」を描けるか。

(2) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容について、必要に応じヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。また、必要に応じ追加資料提出等の対応を求める場合があります。

いずれの場合も、管理運営事務局から対象となる応募者へ別途連絡します。

2. 応募方法

応募書類はメールで下記へ提出すること。

【宛先】

「文化観光推進法に基づく拠点計画及び地域計画の策定支援事業」事務局

電子メール creek_bunkacho_jimukyoku@hq.cri.co.jp

※メール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください

「【提出】計画策定支援希望（応募者名）」

【応募期限】 令和7年6月27日（金）17：00 必着

※当該期限までに管理運営事務局が受領したものを有効な応募として取り扱います。

【提出内容】 次の各様式を PDF 形式にて作成すること。

- 様式 1：応募者情報および留意事項
- 様式 2：計画概要
- 様式 3：誓約書

取組に関連する補足資料があれば合わせてご提出ください※提出の際には文字が見切れていないか等をよく確認してください。判別できない部分については審査の対象外となります。

【注意事項】

- 各様式は日本語で作成してください。
- 様式 1～3 を纏めて一つの PDF 形式の電子ファイルにしてください。

【応募後の連絡】

- 電子メールの受信後、管理運営事務局から受信確認のメールを送付します。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、応募書類の受領確認のために電話等により照会することはお控えください。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合、管理運営事務局から対象となる応募者へ別途連絡します。
- ヒアリングの対象となった応募については、管理運営事務局から対象となる応募者へ別途連絡します。

3. 公募手続きに関する質問

【問合せ受付期間】

令和7年6月12日（木）～令和7年6月24日（火）17：00（必着）

【問合せ方法】

電子メールによりお問い合わせください。

電子メール creek_bunkacho_jimukyoku@hq.cri.co.jp

※メール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください「【問合せ】計画策定支援希望（応募者名）」

【応募後の連絡】

電子メールの受信後、管理運営事務局から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付します。問合せの提出状況によりすぐに回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってお問い合わせください。

IV. 留意点

1. 応募内容等について

- (1) 認定を目指す計画の内容および本事業の対象は宗教活動や政治活動を目的としないこととします。
- (2) 支援の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、当該応募の内容を変更する場合、又は支援の中止をしようとする場合は、事前に管理運営事務局の承認を得なければならないこととします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、本応募を無効とします。

2. 支援の流れ

- (1) 選定された後、企画内容についてアドバイス等を行うため、打合せや現地訪問などを行います。文化庁職員も同席・同行する場合があります。
- (2) 選定された後、管理運営事務局から実工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。

3. 支援完了後について

- (1) 支援を受ける者は支援完了後、実績報告書等を所定の期間内に提出していただく場合がございます。提出書類の内容や様式は、事業実施者に対し別途連絡します。
- (2) 令和7年度以降においても、文化庁が必要と判断した場合、支援後に当該事業に係る報告を求めたり、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求めたり場合があります。

4. その他

- (1) 選定された事業及び応募者については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (2) 本支援を実施するにあたり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、支援期間中および支援終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
 - ② 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、1年間の瑕疵担保期間の終了後に全て消去する。
 - ③ 提供された情報、本支援実施において知り得た情報については、日々厳重の管理体制のもと管理する。

以上